

開催・平成29年1月25日

所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）に係る指定事業者の指定等に関する規則について	区分	<input type="radio"/> 1審議事項	2報告事項
関係事項	条例規則			
事項	部課機関			
1. 要旨	<p>平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が開始されることに伴い、当該事業に係る事業者の指定に関する規則を定めるものである。</p> <p>（1）主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定の申請</li> <li>・指定事業者の指定に関する規定</li> <li>・指定の有効期間に関する規定</li> <li>・指定事業者の廃止・休止・再開に関する規定</li> </ul> <p>（2）施行日</p> <p>平成29年4月1日</p> <p>施行日前においても事業者指定等に関し、必要な準備行為を行うことができるものとする。</p> <p>（3）影響及び効果</p> <p>総合事業への参入を希望する事業者の、事業者指定の円滑な実施により、平成29年4月からの総合事業の実施が可能となる。</p>			
2. 経過（現時点に至るまでの経過）	文書課において審査済み			
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）	府議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。			
5. 審議結果				

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。